



おくのえいこ 県政報告

明日に向かって
えいこOH!

Vol.23

平成30年 8 月発行

発行：自由民主党
富山県議会議員会

ごあいさつ

残暑の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は西日本を中心に、大変な豪雨に見舞われました。死者・行方不明者は、230人を超える事態となっています。（平成30年7月25日現在）お亡くなりになった方々にお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭った方々にお見舞い申し上げます。

県内でも、この雨で河川が増水し、避難準備勧告が発令された地域もあり、自然の脅威を感じるとともに、ハザードマップの作成や避難訓練といった防災活動の重要性、また河川管理といった土木行政の必要性についても、改めて実感しています。

これを機に、増水の際にも流れが滞ることがないように河川の浚渫（しゅんせつ）や伐木にも、しっかりと予算を割き、事業を進めていかなくはならないと考えています。この後の9月補正予算に向け、河川関係予算の確保にも努めていきます。

未筆ながら、まだまだ暑い日が続きますので、体調には十分ご留意ください。

富山県議会議員
奥野 泳子

平成30年6月25日 予算特別委員会（一部抜粋）

スポーツの成長産業化とスポーツを通じた地域活性化について

PICKUP

国が昨年改定した第2期スポーツ基本計画では、「スポーツの成長産業化」と「スポーツを通じた地域活性化」というふたつの概念が新たに盛り込まれた。

「スポーツの成長産業化」は、収益性のあるスタジアム・アリーナの整備、スポーツツーリズムやスポーツ観戦、スポーツ実施に伴う関連産業等の需要を拡大させ、その収益をスポーツへ再投資し、スポーツを「する、みる、支える」参画人口の拡大につなげるもの。

日本政策投資銀行では、平成27年のスポーツ市場規模を5.5兆円と試算。国の第2期スポーツ基本計画では、2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大する目標を掲げている。

Q.「スポーツの成長産業化」について、富山県のポテンシャルと将来性について問う。

A. 知事

富山マラソンや湾岸サイクリングをはじめ、近年、県内各地で海や山など、本県の豊かな自然環境を生かしたアウトドア型イベントが数多く実施されている。県内の3プロチームのホームゲームには、県内外からファンが訪れている。本県のスポーツの成長産業化に向けたポテンシャルはあるが、伸び悩んでいるイベントもある。

また、県民の健康に対する意識の高まりや企業における健康経営の取組み等の推進により、県内の関連産業の需要が拡大するといったポテンシャルはある。

本県の自然環境や交通アクセスの良さを活かしたイベント等の開催や県民が気軽にスポーツに親しむ環境づくりなど、スポーツの振興や成長産業化にしっかり取り組むみたい。

Q. スポーツを目的とした県外・海外からの旅行者を増加させるため、今後どのような戦略を図るのか問う。

海・山・川等の地域資源を活かした、本県ならではの新たなスポーツ資源の発掘と、それを軸としたスポーツツーリズムの構築、さらに各種合宿誘致も踏まえ、戦略的な情報発信が必要。

A. 知事

世界に誇る富山湾や立山連峰の美しく雄大な自然景観、富岩運河環水公園、歴史・文化が息づく町並みなど、全国に誇る魅力的なスポットが数多くある。こうした環境のなかで、県外・海外から本県へ来てスポーツを楽しんでもらうことは、観光振興や地域の活性化につながる絶好のチャンスになる。

県では、Wi-Fi環境の整備促進、多言語表記・案内の充実など受入れ環境の整備のほか、「とやま観光ナビ」の多言語化・スマートフォン対応などの充実を図っている。また、県外の大学の部活動やサークル活動などの合宿経費の一部を助成しており、平成29年度実績は86団体、延べ宿泊者数17,420人超と、8年前の2.2倍となった。

Q. スポーツを通じた地域活性化を図るためには、地域スポーツコミッションの設立が有効であり、部局横断はもちろん、県内市町村の協力が必要なため、まずは県が立ち上げを主導し、将来的には自立できる組織の在り方が望ましいと考えるが、所見を問う。

第2期スポーツ基本計画でも、コミッション設立を推進している。本県はフィルムコミッションが成功しており、そのノウハウ・成功実績もあり特に有効と考える。

A. 知事

地域スポーツコミッションや既存の協議会が連携して取り組んでいる事例では、単独での合宿誘致が困難な町村などが、誘致に成功し、施設の有効活用にもつながっている。一方で、組織団体間の連携が上手くとれず、誘致できても交流人口の増加や経済効果に結びつかず、財源が行政の負担金頼みになるなどの課題も見受けられる。

県フィルムコミッションは、映画やドラマ等の撮影の誘致、支援に熱心に取り組んできた結果、これまで多くの富山ロケが実現しており、そのノウハウがスポーツ大会等の誘致に生かせるかどうか検討したい。



Q. 本県の「元氣とやまスポーツプラン」は、平成24年4月に策定されたものであり、新しい概念を盛り込んだ国のスポーツ政策に対応できていないが、「元氣とやまスポーツプラン」の改定の目的について問う。

PICKUP

国の第2期スポーツ基本計画は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツの機運が盛り上がることを想定して計画されており、**地方公共団体に対して、速やかに地方計画を改定、または策定し、関係部局・団体が一体となつて施策に取り組むよう求めている。**

A. 総合政策局長

平成23年度に「元氣とやまスポーツプラン」を策定し、平成24年4月から取り組んでいる。プランは、概ね10年間を計画期間としているが、国の「第2期スポーツ基本計画」や、県の新総合計画を踏まえたプランの見直しが必要と考えている。

東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、本県のスポーツ振興を一層推進するとともに、多様化するニーズや新たな課題等に対応できるよう、今年度後半から準備を始め、新たなスポーツプランの策定に取り組みたい。

すべての子供たちに対する適切な教育委支援の在り方について

Q. 本年度、発達障害教育支援事業において、早期に発達障がい疑いに気付く、特別な支援を必要とする子供たちの教育的ニーズを把握するためのチェックリスト作成に取り組んでいるが、チェックリスト作成の目的について問う。

A. 教育長

早期に発達障がいの疑いに気付く、教育的ニーズを把握するためには、専門性が必要であることから、市町村教育委員会や小中高の校長会から、子供達の行動を見るときの観点や気になる子供達の教育的ニーズの把握などができるチェックリストの提供を要望されている。

このチェックリストは、**発達障がいの有無を判断するためのものではなく、早期に発達障がいの疑いに気付く、教育的ニーズを把握するためのものである。**

Q. 発達障がいの疑いも含め、本県における医療面での支援拠点である富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを受診した子供のうち、発達障がいではないと診断された子供の割合について問う。

PICKUP

発達障がいとは、**脳の機能障害に由来するものであるが、医療機関では、心理的、または環境的な因子で、一時的に発達障がいと類似の行動を呈する子供たちの存在が確認されている。**

A. 厚生部長

平成28年度において、同センターの小児神経科、および児童精神科を受診した子供のうち、**専門家の見立てでは、8割程度は発達障がいがあると診断されている。**また、発達障がいの症状や程度には個人差があり、診断後の発達過程、療育支援や周辺の環境等によって状態が変化することから、センターでは受診した子供やその家族に対し、専門的な支援を行っている。

Q. チェックリストの活用については、①現場の教員の経験や力量、主観によつて結果が大きく変わることが懸念される。②教育現場において、障がい児であるというレッテル貼りや差別の助長につながる危険がある。また、チェック結果が保護者に適正に伝わらないと、保護者の不安が増し、③本来医療機関を受診する必要のない子供が受診すること、④本来に必要な子供への受診や支援がタイムリーに提供できなくなる危険性がある。④医療機関で発達障がいではないと診断された場合、保護者と学校・教員との信頼関係に影響を及ぼす懸念もある。それらの懸念をどのように認識しているのか問う。

A. 教育長

委員から話のあった懸念が生じないように、チェックリストの作成にあたっては、幅広い専門家のアドバイスをもらい、プロジェクトチームでしっかり議論してもらう。

チェックリストの活用にあたっては、目的や活用にあつての留意点、例えば、チェックリストは、発達障がいの有無を判断するためのものではないことなどを十分学校に周知し、適切な取り扱いがなされるよう努めていく。

Q. 試案となるチェックリストの項目は、先進的な研究をしている大学の研究室や企業の研究結果の活用や共同研究が有益であると考えているが、所見を問う。

A. 教育長

教員の経験や主観などによって結果に差異が生じないようには、科学的知見に基づき、個別の教育支援計画の策定に結びつくものにするのが重要である。

このため、参考とする資料について幅広く収集しており、例えば、この4月に琉球大学の教授を招き、教育委員会の研修会で講演していただいております。そこでいただいた研究成果も参考にすることとしている。

委員ご提案のとおり、国立特別支援教育総合研究所をはじめ、各大学や企業の研究にも幅広く目を向け、必要に応じて意見も伺いながら、検討を進めたい。

Q. チェックリストを作成する際には、教育分野だけでなく、医療分野の専門家である児童精神科医や児童相談所・児童福祉施設の職員等、福祉分野の専門家にも協力を仰ぎ、様々な分野の専門家の意見を聴きながら進めるべきと考えるが、所見を問う。

PICK UP

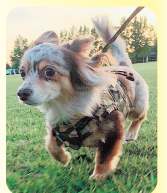
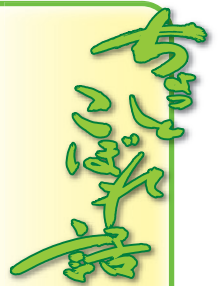
医療分野の専門家からは、事業の意義・目的の設定等、事業そのものの在り方から各分野の専門家が意見集約を行い、事業の進め方や役割分担を協議すべきであり、試案の作成過程にこそ、医療分野の専門家が不可欠と聞いている。

A. 教育長

試案は、発達障がい専門家である大学教授の指導をもらいながら進める。

また、この試案を基にチェックリストを検討するプロジェクトチームにおいても、大学教授や小児神経科の医師など専門家の方々から指導をもらう。

より良いチェックリストを作成するためには、様々な分野の専門家の意見を幅広く伺うことが重要であるため、試案の作成段階から、本県の子供の支援拠点施設である県こども支援センターや児童精神科医、福祉分野の専門家にも協力してもらい、チェックリストの作成を進めたい。



虎太郎 5才10ヶ月

2011年の東日本大震災後に作られた環境省の「ペット避難ガイドライン」によると、原則、飼い主がペットを連れて逃げることになっています。みなさんは、「ペット同行避難」と「ペット同伴避難」の違いをご存知でしょうか？

「ペット同行避難」は、ペットを連れて避難しますが、避難所の外等にペット専用スペースが設けられ、ペットと飼い主が一緒に空間で過ごすことはできません。

「ペット同伴避難」は、ペットを連れて逃げるだけでなく、避難所内でペットと飼い主が同じ空間で過ごすことができます。

ペットを連れた被災者は、車中泊や避難所を転々としている人が多く、「ペット同伴避難」の方が被災者の心のケアにも繋がると言われています。

先日、西日本豪雨災害後、岡山県総社市では、市長の指示で市役所の3階がペット同伴避難所として開放されました。倉敷市でも複数の避難所で学校の教室をペット同伴避難専用の避難所として使用しています。

「ペットは家族の一員」

私自身もペットを飼うまでは、命の危険がある災害発生時に、「ペット」という概念はありませんでした。しかし今は「ペット同伴避難」の重要性がよくわかります。

避難する人の中には、以前の私のように「ペットは家族の一員」といった感覚を共有できない人や動物が苦手な人、アレルギーのある人もいます。全ての避難所を「ペット同伴避難」にするのではなく、あらかじめ「ペット同伴避難」ができる避難所を指定し、ペットがいる人もいない人も、それぞれが安心して生活できる空間づくりが重要です。

「ペット同伴避難」したい人はどこに行けばいいのかわからない、その避難所では他の避難所とは違うルールや物資の準備が必要になります。実現に向けて取り組んでいきます。

6月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くをお願いします。

Twitter 本人アカウント 奥野詠子 (@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠桜会 (@eiokai)

連絡先

富山県議会自民党控室

議員事務所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

〒939-8073 富山市大町2-8-2

TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp